

## 第27回福島地方裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成28年2月1日（月）午後1時15分～午後3時

### 第2 場所

福島地方裁判所5階 第1会議室

### 第3 出席者

#### 1 委員

岩渕敬，菅野篤，小針藤助，宍戸宏行，鈴木千賀子，鈴木二三子，高橋讓（委員長），円谷泰之，中島真一郎，福島哲仁，渡邊ゆり（五十音順，敬称略）

#### 2 説明者

中協民事首席書記官，星刑事首席書記官，平山刑事主任書記官，渡邊事務局長

#### 3 係員

小抜総務課長，山口総務課広報係長

### 第4 開会等

委員長挨拶，委員の交代，新任委員の紹介

### 第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

#### 1 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

- 人間社会ではトラブルは必ず発生するものであるから，その解決を図る裁判所の役割は大変大きいですが，実際にどのような仕事をしているのか理解している国民は多くはないだろう。その意味で広報活動は非常に重要と思われるが，裁判所のホームページは良くできており，知りたい情報を取り出す上でなかなか便利である。「裁判所とはどういうところか」といった一般向けの啓発的なPRと，具体的な手続の案内のような実務的な情報がよく整理されており，広報

の手段としてとても有効であると思う。そのホームページにあった、千葉勝美最高裁判所判事の随想に「立法や行政の対応がされないうちに起きた紛争等が、いきなり裁判所に持ち込まれてきている。」との記述があった。近時の社会情勢の変化のスピードはめまぐるしく、我が国の社会も一層複雑な課題を抱えるようになってきている。そうした中で、裁判所に持ち込まれる紛争もますます複雑多様化していると思われるが、立法や行政と異なり、具体的事案に関して法的解決を求められる司法においては問題を先送りするということができないわけであり、実際には裁判所が先例のない新しい概念や価値観や技術を背景にした複雑な現実を解きほぐし、この本質を的確にとらえて判断を下さなければならぬことも多いだろう。以前、立法や行政の対応が遅れている中で裁判所の判断が決定的な方向付けとなった判決に出会ったことがある。それは、「府中青年の家事件」として有名な事件であり、同性愛者の権利保護活動をしている団体が施設利用を拒否されたため損害賠償を求めた事案である。性的少数者の権利保護に関しては、近時さまざまな動きが出てきているが、立法や行政における対応はまだ始まったばかりであり、成果が出るのには時間がかかると思われる。この判決はそれに先立ち、人権を守るという立場から明確な判断を示してくれた。これ以降、行政においても性的少数者に対する差別が許されないという認識が浸透していったことを考えると、裁判所から社会に対して発せられたメッセージとしてその影響は実に大きかった。我々が司法の権威を認識し、信頼を寄せることができるのは、人間に関する深い洞察に裏付けられたこのような判決があるからだと思っている。

- 夫婦別姓に関する最高裁の判決が話題になったが、大法廷の女性の裁判官は数人しかいなかった。例えば、性差やジェンダーが問題となる事件では、関与する裁判官の男女比を同数程度にすべきではないかと思う。
- 裁判所のホームページは申立書の書式なども充実しており、参考になる。
- 性的少数者や夫婦別姓など、国によっては全く違う受け止め方をするものが

ある。今後、法的にも、我々国民の考え方も変わっていく中で、裁判所が判断をし、判決という形で示さなければならないのは、難しいと思う。

- 最高裁の判決について、反対意見を読むのは興味深い。
- 世の中が変われば、判断も変わっていくという側面もあると思うが、最高裁判所で一度判断がされたことは、改めて裁判で問いたいと思ってもできないのか。
- 価値観の変化や社会の進展によって、司法の判断も変わり得る。嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定が違憲であるとする最高裁の判断が平成25年9月に出されている。そのような例が多数あつては法的安定の側面から弊害もあるが、価値基準が変わったのではないかと思われるときに司法判断を仰いでいただくということによいのではないか。

## 2 裁判員裁判の実施状況、課題等について

手続の説明の前に、裁判員裁判法廷の見学を行った。

- (平成21年の制度施行以降の新受人員(起訴された被告人の数)・終局人員(裁判手続が終了した被告人の数)の推移、裁判員候補者名簿登録者数、呼出状を送付した裁判員候補者数、裁判員・補充裁判員として参加した人数について紹介)

福島では、福島地裁本庁のほかに郡山支部でも裁判員裁判を実施している。郡山支部は、福島地裁本庁よりも管轄が広いため事件数も多くなっている。なお、平成23年は、東日本大震災により郡山支部の裁判員法廷が被災したことから、復旧までの間、郡山支部の事件の一部を本庁に回付して処理したため、本庁の新受人員が増加している。

罪名については、全国的には、強盗致傷が最も多く、以下、殺人、現住建造物等放火の順になっているが、福島地裁本庁では、現住建造物等放火が最も多く、以下、強盗致傷、殺人の順になっている。

裁判員候補者として呼出状を送付した人数については、その年に実施された

裁判員裁判の数と一つの事件の審理期間等によって、年ごとの人数に変遷がある。審理期間は、平均4、5日程度となっている。なお、東日本大震災及び原発事故を受けて、沿岸部被災地域に居住する裁判員候補者に対しては、呼び出さない措置を講じていたが、その後の復旧状況を見ながら順次解除しており、現在は、原発事故による避難対象となっている地域（南相馬市の一部や双葉郡等）について、呼び出さない措置を継続している。

裁判員候補者の裁判員選任手続期日への出席率は、全国的に見ても、福島管内でも、制度施行当初と比較して低下傾向が続いており、その原因が何であるか検討する必要があると考えているところである。もっと国民に裁判員裁判の意義を理解してもらうとともに、参加しやすいような環境整備に取り組んでいくことが課題である。

これまで裁判員候補者名簿に登録された人数に対する、裁判員及び補充裁判員として参加した人数の割合は、約3.2%である。

裁判員及び補充裁判員の経験者に対して実施したアンケート結果を見ると、裁判員に選ばれる前はやりたいと思わなかったという消極的意見が多いが、参加した後は、裁判の仕組みが分かった、普段できない経験ができて良かったといった感想が多く聴かれ、経験する前後で裁判員裁判に対する印象が大きく変わっている。

- 裁判員は、審理の期間中、職場や家庭といった日常生活から離れて、犯罪といういわば非日常的な事象に関わり、法廷で対面する被告人について、有罪・無罪を判断し、さらに、有罪であれば具体的な刑を決めなければならないので、裁判への参加それ自体が相当の精神的負担を伴うことは明らかである。裁判員裁判は、審理及び評議がほぼ連日にわたって行われるので、裁判員は、その間、丸一日法廷での審理に立ち会ったり、評議室で評議を行ったりするので、その体力的あるいは精神的負担は決して軽いとは言えない。裁判所は、このような裁判員の負担に配慮し、審理計画を策定するに当たり、余裕を持って日程を組

んだり、審理期間中も、裁判員に頻繁に声掛けをするなどしているほか、職員や裁判官が、裁判員からの相談をいつでも受けられるような態勢を取ったり、最高裁で開設しているメンタルヘルスサポート窓口を紹介するなどしている。

- 出席率が低くなってきている原因はいくつか考えられる。裁判員経験者の意見を踏まえて、裁判所がゆとりある審理計画を立てるよう変化しているが、それにより、審理期間が少し長くなっていること、雇用を巡る社会情勢が変化していること、制度に関する関心が薄れてきているのではないかと思われることなどが検討している中で出てきている点である。福島においては、震災の影響など特殊な原因もあろうかと思われるが、それらも含めて御指摘いただきたい。
- 司法制度改革審議会の趣旨は、分かりやすい裁判を目指すというものだったと思うが、例えば、配布された資料の中にある「新受人員」「終局人員」という言葉は、我々には一見して分かるものではない。かみ砕いて分かりやすい言葉を使う必要があるのではないか。また、死刑が予想される裁判については、一般の人が審理に加わるのはそぐわないのではないかと思う。裁判員を経験した前後のアンケート結果が紹介されていたが、死刑が求刑された事件とそうではない事件に関わった裁判員の受け止め方については、分けて統計を取る必要があるのではないかと思う。全部をまとめたアンケートでは、参加して良かったという感想が多くなるというのは予想できる。もう一度じっくり検討すべきなのではないか。
- 今回、裁判員制度のパンフレットを見て初めて知ったことも多い。一般の人に制度を周知するには、もう少しPR活動を行った方がよいのではないか。裁判所のホームページを一般の人が見ることはまずないので、なかなかきっかけがないと思う。制度があったこと自体、忘れられている可能性もある。どういった方法がよいのかは分からないが、何かしら一般の人の目に触れる形で行った方がよいと思う。
- 裁判員制度発足のときは、企業に足を運んで説明を行ったという経過はある

が、それ以降は必ずしも十分にされていないのかもしれない。裁判員経験者からの要請に従って所属の企業に出前講義に行くことはあるが、今後、さらに検討の余地はある。

- 呼出状を出した人に対しては、電話はしないのか。郵送だけで来てくださいというのは少し無理があるのではないか。
- 書留のような郵便で発送するので、受け取らなければ戻ってくる。郵便を受け取り、事前に出席が難しい理由を述べる機会があるにもかかわらず、無断で来ないという人が増えている。
- パンフレットの裏表紙に、裁判員経験者の声として、先入観や思い込みをなくすこと、固定観念にとらわれないことをこの経験から学んだとの記載がある。先入観や固定観念は、我々の中に非常に強固にあるものだと思う。それを払拭するのは学びを経験しなければ難しいと思うが、手続の中で、思い込みをなくすような勉強をする機会や知識を得る機会はあるのか。
- 手続的な説明は、選任される過程でも、選任後にも十分に行っている。裁判員の方は、今まで経験したことのない裁判を直接体験することで、実際に参加した人でなければ感じられないことを感じているのだと思う。
- 事件の背景に、例えば性的マイノリティの問題があったとしても、事前に、こういうふうにご考えてください、という説明はしない。実際に裁判に立ち会って、評議の過程で裁判員の皆さんから意見を出してもらって、みんなで一つの評価をしていくことになる。いろいろな方から意見を出してもらうことに制度の意義がある。一方的に、裁判所側から、こうやってください、ということは全くない。
- 裁判員の経験者から、その後フィードバックをしてもらう機会はあるのか。裁判が終わった後の裁判官との接点はあるのか。
- 裁判員を経験された方には、意見を伺いたいということで、応じてくれる方にはエントリーという形で登録していただき、意見交換会を開催している。意

見交換会には、裁判官，検察官，弁護士，報道機関が参加し，意見を伺う機会を設けている。

- 選任手続期日への出席率が7割というのが低いというが，果たして低いのかとも思う。イギリスで裁判を傍聴したことがあるが，陪審員が非常に一生懸命やっているという印象を受けた。理由を尋ねたところ，いかにもストリートを歩いているような若者から，「それは，私たちの権利だから当然だ。」という答えが返ってきた。日本では，小中学校で学ぶ機会が少ないのではないかと思う。検察庁も移動教室などを行っているが，全部の小中学校を回ることはできない。制度をきちんと理解してもらうことが大事だと思う。
- 中学，高校への出前講座なども積極的に行った方がいいのではないか。また，サラリーマンは，仕事を休まなければならないが，中小，零細企業では，3日休むのも大変だと思う。企業では，就業規則の中で裁判員のための休暇なども決めていると思うが，定期的，継続的に，企業に対し理解を求める活動を行った方がいいのではないかと思う。
- 裁判員裁判は弁護士として一度経験したことがあり，裁判員の方は一生懸命取り組んでいた。裁判員制度が一般の方になじみがないのは事実だと思うが，改善するためには，教育の問題が大きなウエイトを占めると思う。選挙権と同様に，主権者として裁判に参加するという意識を高めるためには，若いころから法教育をしていく必要があるのではないか。

## 第6 次回（第28回）開催について

次のとおり了承された。

### 1 日時

平成28年7月5日（火）午後1時15分

### 2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

### 3 テーマ

- (1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- (2) 不動産競売手続について

以 上